6

記

諸君ガ今般ノ義ノ如クナル所ヲ理ハズ従業員
業ヲ継続セバ、以上ノ労働者ハ多数
継続不能ナルヲ以テ今日限リ休業
スルコトトス、此ノ旨ヲ以テ了承セラレ度シ
尚又諸君ニ於テハ意ニ任セザル所ナルモ休業継続
已ムヲ得ズ従ツテ本日限リ解雇セラレシ
旨ヲ了シ従業中ノ日給ハ直ニ支払ハルベキモ
以テ何時ニテモ受領セラレ度シ勤務者ニ
対シテハ各ノ限リ手当ヲ支給スベク思ヒ
尚組合ノ申ニ依リ退テ競乱スベシ

下命ニ依リ継続事務ヲ見ルベキヲ予報セル職工ニ於テハ
従ツテ其ノ旨ヲ承知スベシ、限リ給セシメ之ヲ採用
以テ交渉ヲ開始スルヲ以テ尚係属セル宮田従業
諸氏ニ引揚ゲ下宿所旅館ヲ要スルモノアル
此ノ報告ハ職員ヨリ会計田君其ノ他梅田宮谷、
小沢健一等ノ計ヒ場ニ於ケル対立保護中
ナルガ覚悟ノ後移家族ノ解決ヲ見ルヲ
サルベシ